

# 伊佐市第6回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年9月20日(金) 午前8時55分から9時45分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (20人)

会 長	21番			
会長職務代理者	20番			
委 員	1番	2番	3番	4番
	5番	6番	7番	8番
	9番	10番	11番	12番
	14番	15番	16番	17番
	18番	19番		

4. 欠席委員 (1人)

欠席者 13番

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 (7番委員) (8番委員)

第2 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更申出の意見決定について

議案第4号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号 非農地証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興係長 農地振興係書記

開始時間 午前8時 55分

事務局長 おはようございます。只今より、平成25年度第6回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆さんおはようございます。  
もう田んぼも色づいて稲刈りも、始まっている所もあるようですが、きれいな田んぼもありますけど、ウンカの被害のある所もあるようですが、皆さんはどうでしょうか。  
本日は、13番委員から欠席届が出されております。  
本日の出席人員は20人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

議長 本日の議事録署名委員を、お願いいたします。  
7番委員と8番委員に、お願いをいたします。  
ただいまより総会始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について報告を求めます。  
「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして報告をお願いします。

事務局 事務局より諸般の報告いたします。  
農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。  
資料の1～2ページになります。  
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が6件、農地法第3条の解約が1件ありましたのでご報告いたします。

議長 報告が終わりました。  
委員の皆さん質問はありませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

- 議 長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定  
について議題といたします。  
事務局の報告を求めます。
- 事 務 局 議案第1号 経営基盤強化促進法農地利用集積計画に係る意見決定  
のうち所有権移転分について説明いたします。  
3ページをお開きください。  
整理番号1につきまして、あっせんによる所有権移転です。  
譲渡人は、伊佐市大口青木 IY相続財産管理人 TS氏です。  
譲り受け人は、伊佐市菱刈前目に居住のNMさんで経営面積は、25,  
723㎡です。  
土地の所在地は、大口青木佛田ほか6筆で、地目は田4筆7,362㎡、  
畑3筆3,046㎡、面積の合計は10,408㎡です。
- 事 務 局 続きまして利用権設定につきまして説明いたします。  
8-1ページの総括表をお開きください。  
期間は1年1ヶ月から10年1ヶ月で、面積の合計は田47,630  
㎡、畑5,839㎡の合計53,469㎡です。  
利用権の設定をする者の数10人、設定を受ける者の数11人です。  
土地の明細につきましては、4ページから8ページの整理番号1番か  
ら12番のとおりです。  
皆様のご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 只今事務局の報告が終わりました。  
委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということですので、お諮りいたします。  
議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手  
を求めます。  
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手  
よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る  
意見については、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議	長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。
議	長	整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。 18番委員。
18番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について、去る9月16日現地調査を行いましたので、18番が報告いたします。</p> <p>申請人、I Yさんは、伊佐市大口青木に居住され自治会は改星の里で、年齢は42歳であります。</p> <p>渡し人のTKさんは、広島県大竹市玖波八丁目に同居されております。</p> <p>申請地は、伊佐市大口青木字飛松迫尻で、地目は畑、地籍は374㎡で、法律関係は贈与であります。</p> <p>受け人の経営面積は27,783㎡で、取得可能面積であります。</p> <p>この畑は、受け人のお母さんが、野菜作りに長年使用している畑あり現在も野菜を作付してあります。</p> <p>農業従事者は3名であります。</p> <p>通作距離は、自宅より100m位で、経営意欲もあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして報告を終ります。</p>
議	長	18番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 <b>(「質疑なし」という声、多数あり。)</b>
議	長	なしということでございませので、お諮りしませ。 整理番号1番について、18番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めませ。 <b>(全員挙手)</b>
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、許可が決定しませ。

議 長	<p>整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。 10委員。</p>
10番委員	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、10番が報告いたします。</p> <p>調査日は9月15日、受け人、KAさん立会のもと調査いたしました。渡し人、東京都世田谷区桜丘2丁目に居住されKSと書いてありますけどSと読むそうです。</p> <p>受け人、菱刈市山 KA氏であります、73歳です。</p> <p>申請地は、菱刈市山字薩摩迫、面積2,504㎡、良く管理をされた1枚の田んぼでした。</p> <p>受け人の経営面積は33,792㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は夫婦で2名であります。</p> <p>今回の申請は贈与というかたちであります。</p> <p>申請地の位置は、市山地区水源地の西側に位置しています。現況は田んぼであります。</p> <p>現在の耕作者は受け人のKA氏が、耕作していらしゃいます。</p> <p>受け人のKAさんは贈与という申請理由であり、耕作意欲はあり、また、農機具等は全て管理されております。</p> <p>以上のような理由のより当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして報告を終ります。</p>
議 長	<p>10番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございませすので、お諮りしませす。</p> <p>10番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めませす。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、許可が決定しませす。</p>
議 長	<p>整理番号3番について、担当委員の報告を求めませす。</p> <p>8番委員。</p>

8 番 委 員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番について8番が報告いたします。

申請人で譲受け人は、NMさん58歳で、伊佐市菱刈前目に居住  
譲渡し人は、IYさんとなっておりますが、平成23年4月にお亡くなりになり現在相続財産管理人として、司法書士のTSさんとなっております。

受け人の経営面積は25,723㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名であります。

法律関係といたしましては、有償による所有権売買であります。

申請地は、畑で大口青木字神ノ脇、他3筆、合計1,506㎡、申請地の位置は、北さつま農業協同組合東支所より国道447号線を北へ約700mに位置しております。

現在はIさんが、お亡くなりになってから作付けが、されておられません。

受け人の理由といたしまして、NMさんは経営規模拡大による申請で、農機具等は完備されております。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。

議 長

8番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

整理番号3番について、8番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号3番は、許可が決定しました。

議 長

整理番号4番について、担当委員の報告を求めまます。

20番委員。

20番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち

整理番号4番について、去る17日に現地調査いたしましたので20番が報告いたします。

申請人、NTさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、自治会は奈良野で、年齢は79歳であります。

渡人、NTさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、自治会は永野原で、年齢は60歳であります。

申請地は、大口牛尾字焼井ノ下で、地目は畑で、面積は1,731㎡と同じく焼井ノ下番地で、面積は2,621㎡で、合計面積は4,352㎡を、所有権売買で取得するものであります。

受け人の経営面積は、現在耕作面積の1,906㎡と今回取得する4,352㎡の合計面積6,258㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名であります。

通作距離も自宅近くで、良く管理された畑であります。

耕作意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、住民票、委任状、字図等が添付されております。

以上で報告を終りますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議 長

20番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号4番について、20番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。  
(全員挙手)

議 長

全員挙手。  
よって整理番号4番は、許可が決定しました。

議 長

整理番号5番について、担当委員の報告を求めまます。  
10番委員。

10番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番について、10番が報告いたします。

受け人、TK氏、伊佐市菱刈市山居住され、年齢は30歳であります。  
渡し人は、菱刈市山に居住のOKさんで、69歳であります。  
所在地は、伊佐市菱刈市山字長迫でございます。  
畑で、面積871㎡を今回調査いたしました。  
調査の立会は、渡し人のOさんと二人で調査いたしました。  
非常の分かりにくい所で、山の中で私が一人では、とうてい見つけることが出来ない所でありました。  
面積、畑871㎡でございます。  
受け人の経営面積は、13,821㎡で、取得可能面積であります。  
農業従事者は4名であります。  
今回の所有権売買ということで申請がなされております。  
申請地の位置は、市山の水源がございまして、その東側に西側に位置しています。  
現在の耕作者は、受け人のTさんが耕作しておられます。  
受け人のTさんは、経営規模拡大による申請で、認定農家でもあり、農機具等は完備されております。  
以上のような理由のより当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われます。  
添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。  
委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして報告を終ります。

議長 10番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございませので、お諮りします。  
整理番号5番について、10番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めませ。  
(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、許可が決定しました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数5件について、5件の許可が決定しました。

————— 議案第3号 —————

議 長	議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更申出の意見決定について、
議 長	整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。 1番委員。
1 番 委 員	<p>議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更申出の意見決定について整理番号1番を1番が報告いたします。</p> <p>去る9月17日、事務局Kさん、12番・14番・1番4名で調査いたしました。</p> <p>立会は、NHさん67歳、担い手の息子さんHさん34歳です。</p> <p>申請人の住所、伊佐市菱刈川北、職業農業、自治会は築地下です。</p> <p>農業従事者は4名です。</p> <p>申請地は、菱刈川北字郷原、面積3,137㎡の内190㎡を、規模拡大ということで牛舎を増設する為です。</p> <p>当申請地に、牛舎を建設したいという理由です。</p> <p>申請地の位置は、菱刈中学校より国道268号線を、横川方向に向かひまして築地交差点を西へ100m位行ったところ です。</p> <p>北側は水田、農道・西は水田・南も水田、一つ置いて川内川・東も水田です。</p> <p>委員の総合意見としましては、用途区分変更することで周囲の農地に及ぼす影響はないと判断いたしました。</p> <p>成牛85頭、子牛が40頭、肥育が34頭飼育されておりますので手狭ということでした。</p> <p>当申請は、補助事業でありますので農政課、県の指導のもとに基づいて建設準備をされるとのこと です。</p> <p>添付書類として、事業計画書、変更申請書、字図、平面図、全部事項証明書、その他必要書類がすべてそろっています。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。</p>
議 長	1番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「はい」という声あり、)
議 長	8番委員
8 番 委 員	用途区分変更することで周囲の農地に及ぼす影響はないということでしたが、たとえば、汚排水処理のこととかの説明はどこがするのです

	か。
議長	1番委員
1番委員	ちゃんと施設は現代風にしてあって臭いもしなくて、今飼育されている所を4名で1時間10分位、視察・検討しました。 周囲の臭いもなく現代風にされていて全然影響はないと判断いたしました。
議長	新しく建築される畜舎もこのようにされるのですか。
1番委員	今回建築される畜舎もこのようにしますとの事でした。
議長	汚排水処理は今までの通りきちんとすることです。
12番委員	はい
議長	12番委員
12番委員	一緒に現地調査に行きましたから補足いたします。 現在の牛の飼い方というのは、下にノコクズを敷いて牛が尿をしても全部そこで発酵させて処理されるようで、今現在臭いも出ないし、それから尿も溜まらないそうです。 自然とそれが重なって行くそうです、そういう牛の飼い方になっているそうです。
17番委員	はい
議長	17番委員
17番委員	NHさんは、畜産農家で優秀な農家ですが、反対ということではありませんが、築地下の集落の中で畜産農家が何軒かありますが、まとまったところではありますが、多頭飼育をされる予定と思いますが、集落の環境に対する県への申請あれこれをクリアーが、いちばん集落に係るような気がしますが。
議長	1番委員

1 番 委 員 近隣者の方にはお断りして、Kさんもすぐ近くで、たくさん飼育されて、お断りして了解を得ているそうです。  
 それで、農政課が補助事業であるから、一つ一つすることによって相談して、補助金に基づいてきちっとしないと、いろんなことに問題が起こるからという事で、農政課と農業委員会と県の指導の基にされると確約をされました。

事 務 局 補足説明していいでしょうか

議 長 事務局説明をお願いします。

事 務 局 今1番委員の説明がありましたけど、3, 137㎡の内190㎡を、牛舎建設することで、今後さらに、また規模拡大をすると可能性があります。  
 それで委員さんの方から本人さんに200㎡を超える分について今回は4条申請に成ると、委員さんの方から指導しておりますので、今回は、農業生産施設の農業用用途変更が行われることが出来ますが、それ以降についても、農業委員さんの方が現場で話をされています。

議 長 最終的には被害防除計画書を出さなくては行けないですね。

事 務 局 次回からは4条申請になります。

議 長 委員の皆さん、他にご意見・質問はございませんか。  
 (「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
 1番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
 (全員挙手)

議 長 全員挙手。  
 よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更の申出の意見決定について、申請件数1件について、意見の決定1件が決定しました

議長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

20番委員。

20番委員 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番につきまして、去る17日、2番委員と3番委員と私20番と立会人として司法書士のO Iさんが立会っています。

調査の結果を20番が報告いたします。

受人は、伊佐市菱刈重留に居住されている、SSさん、Mさん、自治会は重留で、年齢は30歳であります。

譲渡人は、伊佐市大口上町に居住されている、TSさん、自治会は上八坂で、年齢は57歳あります。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は現在借家住まいであるため、申請地に一般住宅を建設するものであります。

申請地の所在地は、大口里字羽祢田島で、地目は登記簿では田、現況は畑、面積は258㎡であります。

農地区分は、第2種農地その他の農地となっております。

申請地の所在地は、ふれあいセンターから200m位北側に行った右側で、東側は道路、西側宅地、南側は畑、北側は宅地で、宅地造成にあたってはのり面保護、壁ブロック等を設置して周囲に被害を与えないように十分対処するとの事であります。

また、汚水等は合併浄化槽で処理し、処理後排水路に接続し処理するようになっています。

また、添付書類として、全部事項証明書、汚排水確約書、被害防除に関する誓約書、被害防除計画書、土地改良区の意見書、住宅の平面図、住宅ローン審査結果通知書、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について3名で協議した結果、適切であると判断いたしましたので、委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして報告を終わります。

議長 20番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。
	20番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。
	よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
議 長	整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
	16番委員。
16番委員	整理番号2番と5番ですが、この土地につきましてはイノシシ、シカ等が出て農作物を作ってもうまく行かない土地であります。
	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号2番について、去る9月17日に行政書士のT氏立会のもと、5番委員と、会長、そして私16番委員立会のもと、共同調査いたしましたので私が報告いたします。
	譲受け人は、鹿児島市宇宿2丁目 株式会社KPであります。
	譲渡人は、伊佐市大口宮人にお住まいのHYさんで、自治会は日ノ出でありまして、今病気になりまして入院されているとの事です。
	本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設として利用されるものであります。
	申請地の所在地は、伊佐市大口宮人字太郎迫、地目は畑、地籍は9,844㎡であります。
	農地区分は、第2種農地その他農地となっております。
	申請地の所在地は、株式会社ZPから東に500m位の所に位置しておりまして、南側・西側は山林、北側は道路、東側は宅地であり周囲にあたる影響はないと思われま。
	太陽光発電事業ですが、パネル設置容量は49.98kw、年間53,406kwであります。
	添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、配置図、残高証明書、収支計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、会社の定款、見積もり書、委任状、それから確約書ですが、この定款の中に太陽光発電事業を行うと言う事が入ってなくてその定款の変更をいたしますと言う確約書等が提出されております。
	調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして報告を終ります。

議 長

16番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。  
16番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長

全員挙手。  
よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。  
15番委員。

15番委員

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番につきまして、去る17日、12番委員と14番委員と私15番と立会人として渡し人のKKさんの立会いのもとで、共同調査をいたしましたので報告いたします。  
譲渡人が、伊佐市菱刈南浦のKK氏61歳で、自治会は岩坪であります。

受人が、伊佐市菱刈南浦のKKさん会社員で30歳、Kさんとは親子関係でございます。

所在地が、菱刈南浦字管田、地目は畑で、面積が497㎡、転用目的は、一般住宅を建設するものであります。

法律関係は、使用賃借権設定であります。

申請地の所在地は、本城小学校・S株式会社より南の方に2.5km位行った自治会楠原自治会内に位置し、現況は住宅であります。

現況が、住宅と言う事ではありますが、平成25年8月頃住宅を建設してしまっただけと言う事で、始末書が提出されております。

この件につきましては以前、譲渡し人お父さんの名義で、そのまま住宅をつくりたいと申請が上がりまして4条で申請がなされました。

今年の3月頃現地調査を1回終わっていたのですが、息子さんの名義で、もう1回申請したいという事で、4条の取り下げがありまして、再度現地調査をしたという事です、4条の申請の頃はまだ事前着工もしてなくて法律に基づいた申請だったのですけど、もう住宅建設が終わったじてんで、5条の申請をしなおされたという経緯がございます。

転用目的は、一般住宅でございます。

申請地の東は畑、西は農道、南は畑、北は畑でありまして、周囲にあたる影響はないと判断いたしました。

なお、添付書類として、全部事項証明書、住宅の平面図、汚排水の確約書、土地改良区の意見書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、そしてさっき申しました始末書、4条の取り消し願いを添付されています。

3名意見といたしましては、問題はないかと判断いたしましたので、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議長 15番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
15番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。  
8番委員。

8番委員 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号4番について、去る17日に8番と13番委員と18番委員の3人と、申請人関係者立会人のもと現地調査を行いましたので報告いたします。

譲受け人は、SH、H、伊佐市大口青木

譲渡し人は、FTさん、74歳、伊佐市下殿に居住

申請地は、伊佐市大口青木字西原山で、面積は1,420㎡、H、通称Kの南約200mに位置し、現況はHの寮と作業棟が建設されています。

農地区分は、第2種農地その他の農地に該当するものと思われます。

周囲の農地への支障に関しては、現在周囲は、ほぼ一般住宅地で、影響はないものと思われます。

この物件については、平成10年10月の駐車場として利用するた

め、譲渡人であるFTさんより申請地を借り受け、5条申請し許可されたものであり、その後、寮や作業棟など建設、平成18年に完成し現在に至っておりますが、今回Fさんより売買により申請地を取得することになり手続きをするため確認したところいまだ農地であることが判明、始末書を添付し再度5条申請するものであります。

添付書類として、始末書、及び前回の5条申請された時の許可書、事業計画書、汚排水処理確約書、建築設計図、全部事項証明書、字図など添付されております。

以上のようなことから農地法上問題ないものと調査員3名は、結論に達しました。

皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長 8番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
8番委員の報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号4番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。  
16番委員。

16番委員 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号5番について説明いたします。

去る9月17日、5番委員と、会長とで、共同調査いたしました。

譲受け人は、鹿児島市千年2丁目SB株式会社であります。

譲渡人は、先程出てきましたが、伊佐市大口宮人にお住まいのHYさんであります。

自治会は日ノ出であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設としての利用であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口宮人字太郎迫、地目は畑、地籍は7,300㎡であります。

先程出てきました太陽光発電施設の道路を挟んで反対側であります。農地区分は第2種農地で、その他農地となっております。

申請地の所在地は、株式会社Z Pから東に500m位の所に位置しており、北・西は畑、東は山林、南は市道となっております。

周囲にあたえる影響はないと思われまます。

太陽光発電事業ですが、太陽光パネル設置容量は99.80kw、年間発電量は、121、270kwであります。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、配置図、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、定款、委任状、それから確約書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

なお、HYさんであります。先程も言いましたが、入院しております。今後畑も作る意思はないと言うような事でした。

議長 16番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
16番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請5件のうち許可及び諮問5件が決定しました。

#### 議案第5号

議長 議案第5号 非農地証明願について、提案します。  
整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。  
12番委員。

1 2 番委員

議案第5号 非農地証明願のうち整理番号1番について、去る9月17日、1番委員・12番委員・14番委員が現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。

申請人は、KTさん、総会資料にBTさんとなっていますが、KTさんは、BTさんの養子でありBさんは昭和57年に亡くなられています。

跡はKさんが管理して行くということで、今回申請をされました。

KTさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、自治会は永野原であります。

申請地は、菱刈荒田字赤迫で、面積は1,879㎡であります。

申請理由は、親の代から放置され山林かになり、周りの状況も四方山に囲まれています。

申請地は50m下に県道針持菱刈線が通り広域農道交差点より針持方面に300m行った左側であります。

非農地となった時期は、昭和52年4月1日頃で、非農地になった原因は親の代から耕作放棄によるものであります。

当農地の現況は山林かしていて現地調査の結果3委員の意見は、農地生は喪失していて農地の復旧は困難であると判断いたしました。

委員皆様方のご審議方をお願いします。

議 長

12番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

12番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手、

よって整理番号1番は、非農地証明が決定しました。

議 長

議案第5号 非農地証明願は、1件申請のうち証明許可1件が決定しました。

議 長

その他について

遊休農地について、中間管理団体をつかってやるとか、いろいろ新聞等で報道されていますけど、これについては、何処が如何してやるか決

まっていないようですね、今日の新聞にも載っていました。

農地に復帰した農地については公募で、公募も地域だけでなく、県外にも公募して行かなくてはいかんと書いてあったようです。

また、今回の市議会で、前農業委員であった、M議員さんがこの遊休農地のについても質問去れていたようですが、その中で、不耕作農地の調査について農業委員の方は暑い中汗を流して、調査を去れていますと議会で発表去れていたようですので、いくらか議員の方も分かって頂いたと思います。

議長 他に何か質問はありませんか。

議長 その他 事務局お願いします。

事務局 月例報告です。  
最後のページになります。  
9月分の月例報告です。  
17日を中心に現地調査をやって頂きました。  
本日20日が、第6回目の農業委員会の総会でございます。  
26日が、9月の県の定例常任議員会議が鹿児島市でございます。  
10月の行事予定ですが、15日を中心に現地調査をお願いします。  
18日が、第7回目の農業委員会の総会になります。  
25日が、10月の定例常任議員会議になります。  
以上です。

議長 その他、皆様はありませんか  
(「なし」という声、多数あり。)

事務局長 これで、平成25年度第6回農業委員会総会を終わります。  
姿勢を正してください。 一同礼。

終了時間 午前9時45分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 **会 長**

---

伊佐市農業委員 **7 番 委 員**

---

伊佐市農業委員 **8 番 委 員**

---